

下 総 第 8 3 3 号

令和元年(2019年)5月23日

下関市監査委員 小 野 雅 弘 様
同 大 賀 一 慶 様
同 関 谷 博 様
同 亀 田 博 様

下関市長 前 田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

平成31年3月13日付け監査報告第5号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善等を要する事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

定期監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 福祉部障害者支援課 〕

福祉部障害者支援課について

- (1) 「補装具費の支給決定」及び「日常生活用具の給付決定」に係る決裁文書の取扱いが不適切であった。支給決定や給付決定にあたっては、起案用紙に支給申請書、支給決定通知書、支給券等の書類が決定の内容として添付され、決裁されていた。その後、支給決定や給付決定の決裁文書は分解され、添付されていた書類（支給申請書、支給決定通知書、支給券等）は、支給や給付の条件が整った申請者ごとに、支払いの文書の添付書類として順次利用され、支払い文書の一式として保管されていた。支給決定や給付決定の決裁文書は、最終的に決裁印が押された起案用紙のみとなり、決定の内容が確認できなくなっていた。適正に事務処理されたい。

「補装具費の支給決定」及び「日常生活用具の給付決定」に係る決裁文書の取扱いについては、支給決定対象者一覧表を作成、添付することで決定の内容が確認できるよう改めた。

- (2) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成に係る事務処理が、次のとおり下関市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に沿っていなかった。要綱に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 要綱第7条では、助成券を申請者に渡すよう規定されているが、補聴器業者に渡していた。

イ 要綱第10条第1項では、助成額の支払は、補聴器業者に全額を支払った申請者に対して、公費負担分の助成額を交付する方法を原則とする旨が規定されているが、実際は、補聴器業者に対して、申請者からの自己負担分のみを受領し、残額を申請者から委任を受けて市に請求するよ

う指示しており、代理受領が前提となっていた。

助成券については、申請者に送付するように事務処理を改めた。また、補聴器業者宛の書面から代理受領を指示するような表記を削除し、申請者と補聴器業者間の委任という扱いを徹底するよう改めた。